

第四十六号様式(第五十二条関係)

住宅品質確保促進法	↑ 2cm以上 ↓
(認証番号)	
(認証年月日)	
← 2cm以上 →	

(注意)

- ① 大きさは、表示を容易に識別することができるものであること。
- ② 材料は、容易に損傷しないものであること。
- ③ 色彩は、適宜とする。ただし、表示を容易に識別することができるものであること。
- ④ 認証の更新を受けた認証型式住宅部分等製造者が製造をした型式住宅部分等については、認証年月日の欄に更新年月日を記載すること。